

令和7年度第1回千葉県農林公共事業評価審議会 議事概要

- 1 会議の日時 令和8年1月14日（水）午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県自治会館9階第3会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 大炊三枝子、小口広太、杉野宏、堀江昌代、青山定敬
 - (2) 県職員 農林水産部次長（農業土木）、耕地課長、森林課長、その他関係職員

4 審議事項

【再評価】

- ①〔農業農村整備事業〕かんがい排水事業 小糸川地区

【事後評価】

- ①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 篠本新井地区
- ②〔治山事業〕防災林造成事業 中里地区
- ③〔治山事業〕予防治山事業 内浦地区

5 議事概要

(1) 審議事項

【再評価】

- ①〔農業農村整備事業〕かんがい排水事業 小糸川地区
 - ・配付資料により説明

≪質疑・意見等≫

(委員)

ご説明ありがとうございました。

説明の中で、土地所有者の方との交渉が難航して、長期化しているということですが、16ページ目の調書を見ると、進捗が76.9%で実施期間が令和11年までということですが、結構まだありますが、この辺の展望というか、感触を教えてください。

(説明者)

説明をさせていただいたところですが、用地交渉というのが一番のネックになってございまして、用地に精通した職員を増員して交渉にあたっているところですが、相手方があることですので、具体的な数字という点は説明しづらいところです。私どもとしましても効果の早期発現のためにぜひ、努力して参りたいと思っております。

(委員)

10ページですが、進捗状況ですが、金額ベースで76%。事業量としては、65.7%ということで、執行している事業という状況ですが、事業費が未着手で約40億円あり、この40億円で足りるということですか。

(説明者)

これまで施工しておりました、大幹線等は三島ダムに近い、この黄色で着色している部分になりますけれども、こちらは口径が大きいので、メートル当たりの単価が高くなってございます。これから行います、1号幹線、それから3号幹線につきましては、口径が絞られ、小口径になって参りますので、現在の40億円で足りるというふうに考えています。ただ、著しい物価高騰等がございまして、そこは見直しが必要かと思っています。

(委員)

先ほども人件費、当時と比べて単価が上がってるのですけれども、単価が上がってるという状況の中で、大丈夫でしょうか。

(説明者)

物価高騰分につきましては、毎年農林水産省と交渉させていただいて物価上昇分につきましては、上乘せということで、毎年協議をしております。

(委員)

それでは事業費を増やすということですか。

(説明者)

はい、毎年見直しを行っております。

(委員)

ご説明ありがとうございます。先ほどの用地交渉が難航しているというところですが、令和11年度と期間が限定されているようですけれども、この期間の中に、用地の所有者がわからない方があった場合は、令和11年度で打ち切ってしまう、それとも事業を継続していくのかというところを伺いたいです。

(説明者)

県といたしましては、全路線完了させたいと思っております。令和11年度で終わらない場合は、工期の延長等関係機関と協議を行い、延長することで検討していきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

13ページ、全体では約半分の進捗であり、1号幹線だけを見たときにほぼ進捗していない。先ほどの令和11年度までと考えたときに非常に厳しいと思う。この辺、1号幹線ができていない中で4年間、県としてどのように行うのでしょうか。

(説明者)

繰り返しになりますけれども、まずは用地交渉の方、契約締結していきませんか、工事に着手できないような状態でございますので、工事に先行して、用地交渉を解決しまして、今後は、予算を集中的に投入するような、或いは、担当も増やすような形で、厳しい状況でございますが、なるべく短期間で完了まで持っていきたいと考えております。厳しい状況というのは私どもも認識しております。

(委員)

同じ質問なんですけれども、相続人の確定とかできているんですか。それとも全くできていないのでしょうか。

(説明者)

平成29年に、用地の関係の委託業務を発注しまして、平成30年度に先ほどご説明しましたけれども、断面図といいますか、起工承諾ですとか、用地買収等の埋設の深さということで、県でその時点での権利の関係、それから相手方の特定というのはできております。

ただ、その後時間が経っておりますので、その間に相続等が発生している方については、その都度、用地担当の方で、法務局等に確認しながら、交渉相手を特定して今交渉しているような状態でございます。

(委員)

はい、わかりました。

また、1号幹線ほぼ終わっていない。この事業を取りやめるといふか、1号幹線をこのまま、現状のまま使い続けるという、そういった選択肢はないのでしょうか。

(説明者)

前歴事業が昭和18年ということもございまして、マスコミ等で問題になっておりましたけれども、陥没事故等がパイプラインとかいつ起きかわからないということで、一応山間部ではございますけれども、山から崩れるようなことがありますと、やはり大事でございまして、私どもとしてはこの事業で、多少時間はかかったとしても、新たな管を入れて、そういった不安を取り除くような形で、農業用水の安定供給を図っていきたくと考えています。

(委員)

16ページの5番の社会情勢で社会経済情勢の変更に関して、先ほどの説明で非農家が出てきている。非農家の方も協力を得られるということでしょうか。

(説明者)

非農家の方も地権者でございますので、事業についてご理解いただいて、契約させていただいたところでございます。

また、農地の貸し借りということで、実際農家ではなくても、大きく経営なさっている方に土地を集めまして、その方が、耕作している状態と思います。

(委員)

残りの事業というのは、1号幹線のみなのか。他にも何かあるのでしょうか。

(説明者)

図がわかりづらいのですが、3号幹線という、この右下の方でございますけれども、1号幹線の一部と3号幹線がございます。

(委員)

3号幹線の用地等については解決しているのでしょうか。

(説明者)

これは1号幹線と同様でございまして、上流側から整備していく方針でありますので、3号幹線も同じような用地問題というのがあります。

(委員)

9ページ目のところで交渉が難航しているっていうのはどういう要因がありますか。

(説明者)

一番は相続といいますか、先代の方が亡くなる、或いは、しばらく相続されていなくて、2代、3代前になりますとかなり権利者の方が多くなりますので、どなたと契約したらよろしいか、まず交渉先を決めていかないといけないというところがあります。

それからまた、権利者が多いということの他に、バブル期以降、投資目的で会社が土地を持ってるところとかもある。そういったところが倒産等しまして、そもそも連絡先がわからず財産管理人を探していたりとかそういったところです。

(委員)

不在地主ということでしょうか。

(説明者)

そうです。全国的に問題となっています。その縮図がこちらにもあるということになります。

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 篠本新井地区

・配付資料により説明

《質疑・意見等》

(委員)

ご説明ありがとうございました。結果を見ても評価が高いということがわかりました。3つの法人があるということで、水田の集積が進んで作業効率が上がったということですが、例えばその3つの法人がどういう経営をされているのか。

もちろん集積が進むことが大事ですが、販売先がどうなのかとか、その辺りの経営的な特徴がわかれば、教えていただきたいです。

(説明者)

特徴としましては、この法人を立ち上げる経緯に当たりまして、集落ごとにやり方が違うところがあるので、それぞれの集落を分けて3法人を立ち上げたというところから、成り立ちがあります。

その中で、それぞれネギや小松菜などの新しい高収益作物を作るような形になっております。販売につきましては、JAに出荷しております。先ほどちょっと課題のところでも触れましたが、今後どういうふうに進めていくのかということも含めて、市場外出荷等の販路開拓もこれから取り組んでいかなければいけないというところです。

(委員)

米の販売は、積極的に行っていて直接の販売というか、新潟の会社とかそういうところ

に売りに行ったという話を聞いています。

(委員)

17ページの②番。工期ですが、当初計画より延びた原因は何でしょうか。

(説明者)

事業工期が延びた理由としましては、地盤が軟弱地盤でありましたので、区画整理に当たって想定以上の時間を要したことが主な理由となります。

(委員)

例えば他のところで、同じような区画拡大とか、大区画化を行う場合に、その土地が軟弱地盤だったら、ちょっと多めに工期をみるとか、そういったところで今後、反省点を生かすというか、そういった形にぜひ生かしていただけたらなと思っています。

それから、もう1つ。今回フォアスを導入したとのことですが、他で導入した実績はあるのでしょうか。

(説明者)

千葉県の県営事業では、篠本新井だけと思っています。

(委員)

今後こういうフォアスの導入は考えているのでしょうか。

(説明者)

事業計画を立てる際に、地域に合った作物をどうやって作っていくかというところから含めて、例えばその地域に適しているようなことがあれば、導入というところも考えられるとは思いますが、事業を計画していく中で、どのような作物を作るかというところから考えていければと思います。

(委員)

乾田直播で、フォアスを利用すると非常に発芽率が良くなるという話は出ています。そういう意味では、最新技術です。

(委員)

直接事業との関係はないが、直播することによってのメリットもあります。現在は、ほとんどの水田農家さんは、苗を立てているが、苗が大きくなるまでの期間というのが、やっぱり時間がかかってしまうことがあると思います。播種の時期がまた違ってくるのかも含めて。栽培的な技術の問題もまたあったとは思いますが、

(説明者)

乾田直播と言いますと、ほ場の均平、平らにすることが重要ですから、レーザーレベラーで整地作業ですとか、スマート農業的なものを入れながら検討することになります。

(委員)

ありがとうございます。

営農組合ってところを、含めてらっしゃるということですね。

そもそもこの事業を立ち上げるにあたっては、地元の方たちから、こういう事業をやりたいのでやってくださいということが、出てきたのかそれとも県の方から、この地区に関してはそういう方法で営農してもらいたいということを要望して、スタートしたのか

ちょっとその点が気になるんです。

(説明者)

営農組織の設立経緯とか流れにつきましては、事業を行うに当たりアンケート調査を行ったところ、農地を貸したいという、地権者が多く、営農組織が求められたことから、地域で話し合いを重ねた結果、3集落ありましたので集落ごとにとという意見が多かったので、その方向で検討したものです。

(委員)

非常にまた理想的な事業だと思うのですが、県内にもこういうような、水田地帯というのは結構、幾つかあると思うんです。

そういうところでもやはり、地域で営農組織みたいなものができ上がってその地域で話し合っ、このフォアスを導入したいという声が上がれば、県としても検討してくださるということでしょうか。

(委員)

我孫子の北新田地区は非常に営農者がたくさんおりまして、本当に虫食い状態のような状態で、継続される方もいますし、高齢化で辞められるような方もいる中で、なかなか、集約するのが難しいような状況です。

そういうところの解決方法になってくるのかなと思って考えたので、非常に理想的な事業だと思います。

(委員)

事実関係の確認ですが、法人3組織のほかに個人農家が14人いるのですが、その関係性を教えてください。

(説明者)

法人に農地を貸している方のほかに個人でやりたい方が14名いらっしゃるのですが、関係性としては、水そのものは、個人農家にも配られますけれど、要は、営農組合に土地を貸していなくて、自前自力で営農しているというような状況が個人農家の方です。

(委員)

こういう集まりとか、コミュニケーションを取るとかそういうのは、集落内でやられているのでしょうか。

(説明者)

法人と密にというところまではないかもしれませんが、水を配水したりとか、作業時期が重なったりするときもあったりするので、その声かけはされていると思います。

(委員)

今後その14の個人農家が、営農組織に入っているとか。そういう形になるのでしょうか。

(説明者)

個人の方はまだ自前でやりたいということで作業されていますが、例えばその個人の方が、もうそろそろ農地を預けたいという意見があれば、いつでも受け入れると聞いています。

(委員)

現状、機械が使えるからです。

区画が広がったので自分でやって、できる範囲までやろうかっていうところです。また、集まりについては、多面的機能支払交付金で草刈りや泥上げは一緒にやっていると思います。

(委員)

わかりました。

【事後評価】

②〔治山事業〕防災林造成事業 中里地区

・配布資料により説明。

《質疑・意見等》

(委員)

最後のところで今後の課題として、維持管理に努めるとありますが、維持管理の体制についてどのように考えているのでしょうか。

(説明者)

組織的な体制として、今、北部林業事務所保安林担当が4名おりますので、その工事をやるのは治山担当という、グループでやるのですけれども、これ、実際にこの事業を実施した後っていうのは保安林担当だと4名の方で、通常の維持管理としましてそういう4名体制を敷いているところです。

実際に行う事業としましては、松くい虫の防除の薬剤散布であったり、被害にあった、被害木を切って、チップ化してというような事業を行っているというようなところでございます。

(委員)

今の質問に関連して、林業事務所以外に、地域の住民の方々が、維持管理的なものはやられてないのでしょうか。

(説明者)

はい。維持管理的なところではなかなかその地域の方々の参加というのはないのですが、造成として、法人の森という制度がございまして、企業の皆様方に、植栽をして、その後の保育、木を育てるような事業を実施していただく、そういう取り組みをしていただいているところでございます。

(委員)

関連してですが、20ページの3番、事業によって整備された施設の管理状況ですけれども、現状、隔年で確認している、要は、毎年確認しない。

これ、毎年確認してもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

(説明者)

実際のところは、台風が通過したら必ず見に行くようにはしておりますので、確認をしているのですけれども、台風通過が必ず毎年あるかということ、ちょっとその辺が、

あまり自信がないところです。

(委員)

大きな災害がありそうなことがあったときに確認する。

(説明者)

そうですね。設問が隔年ということになっているので、そこを選択したという答えです。

(委員)

また、これにちょっと関連するのですが、22ページの(4)問題・改善点で管理道路に草木が繁茂して車両が通行しがたい。これどういった問題があるということですか。対策としてはもう実行されているのですか。

(説明者)

実際に、伐倒駆除から刈払いに入るときとか、こうした薬剤散布するときには、その通行がしにくいところに草刈りを入れるようにしておりますので、実際の管理上は問題ございません。対策しております。

(委員)

その管理状況は隔年でやってる。

今、隔年というか、災害が起りそうなきに行っている。

(説明者)

もちろん常日頃から、現場の巡視も委託はしておりますし、職員も常日頃から行っております。

(委員)

それでも毎年行っている状況ではあると思いますが。

(説明者)

ありがとうございます。

(委員)

先ほど、効果の発生する範囲というのが200mですと、その根拠というのが重要で10mになってからということなんです。その10mになるのに何年ぐらいかかりますか、実際。この8年で3mとのことですが。

(説明者)

風が強いと、本当に成長がなかなかしにくいものですので、普通の平地ですと、それほど年数もかかりませんが。はっきり何年とは言いきれません。

(委員)

ちょっとはっきりは何年とは言いきれないですね。

それなりの年数はかかってしまう。それまでには大変です。

(委員)

20ページのアンケートのところ、経済情勢で防災意識が大きく向上するとのことですが、アンケート見ると、例えば、19ページ目の防災林造成工事が必要だと思いますかという聞き方をすると、ほとんど必要だと回答すると思うんですね。ただ、18ページ目の防災林造成工事を知っていますかとなると知っているが6割ぐらいで、ちょっとここの

差があるかと思っていて、変化なので、アンケートを何回か取ってるということなので、その変化を見るのが大事だと思うのですが、ただこの設問1の知っているが6割、知らないが2割ぐらいということを見ると、大きく向上というところの評価がいいのかなとちょっと思うところです。

コメントというか、聞いてみたいと思います。

(委員)

これに関連して、例えばここはこういう工事をやってますよとかっていう、PRのための看板だとか、そういう方法みたいなものはどうでしょうか。

(説明者)

もちろん事業をやる前に回覧版で回しますし、工事をやってるときも看板を大きく掲げておりますので、そこに出ていただければわかると思います。

なかなか事業、先ほど小口委員のお話がありましたけれども、過去のアンケートをやっているというところはあるんですけども、また別の防災林事業をやった箇所、このアンケート、事業評価のためのアンケートってなってくるのでちょっと箇所が違うっていうところと、この事業で過去の推移が見えるかっていうと、なかなかその事業をやる前にアンケートをとって、事後評価のときにアンケートを取るってのはなかなかその実施するのは実際に難しいところがあるので、やはりこのアンケートを1発で、その1回で効果っていうのを読み解かなくちゃいけないっていうところがあるのでなかなかその設問を工夫しなくてはいけないかなっていうところはあるのかなというふうには感じているところです。

(委員)

あと先ほど回覧板ということで、関係ない人にも回るのもちょっと問題かなと思っていて、対象者にしっかりとアンケートを取った方がいいかなって思います。

(説明者)

はい。

(委員)

前段階の話になってしまうのですが、22ページ目の2の4です。平面図について、平成25年から令和元年までありますが、この空いてる部分っていうのはこの後にやっているのですか、もう終わってるのでしょうか。次の事業で何かやるのですか、植わっていないところは。

(説明者)

現場の状況に応じてです。過去から行っている事業になりますので、あえて必要ない箇所ってのは飛ばしてやっているということです。

(委員)

そこは木が生えているということでしょうか。わかりました。

【事後評価】

③〔治山事業〕予防治山事業 内浦地区

・配付資料により説明

《質疑・意見等》

(委員)

ご説明ありがとうございました。3-3ページで総費用便益比が1.19ということはわかったのですが、その費用に関しましては実際にかかった費用ではあると思うので、総便益費がどういう算出方法か教えていただきたいと思います。

(説明者)

災害が予防されることにより、山地災害が起こる範囲を想定し、その範囲内に事業が行われなかった場合、山腹崩壊等により被害を被る家屋や資材等の想定被害額を国土交通省が発表しているプログラムを基に算出しました。

当事業では、旅館や漁港等の想定被害額を算定し、その額を事業費で割り、費用対効果を計算しています。

(委員)

この事業をやらないことによって、もし被害が起きたときの被害の金額ということで理解しています。ありがとうございました。

(委員)

20ページのところの管理状況で、地域住民等の協力の下で管理していくという形とのことですが、今、経過年数5年経過してどのような形で、維持管理体制ができているのでしょうか。

(説明者)

この事業地の下にあります、旅館の方ですとか、あと地域住民の方が、現地を見てまして、その関係で何かあれば、市役所もしくは南部林業事務所に通報があると思っております。

(委員)

組織、グループみたいなものでしょうか。

(説明者)

グループはないです。

(委員)

その中で、定期的なみみたいな形でしょうか。

(説明者)

基本的に旅館の方がすぐ見えますので。あと、住民の方も遠くから見えますので、何かあれば連絡が入る形です。

(委員)

今の質問に関連するのですが、地域住民による資産管理、伐採、維持管理について、旅館の方が草刈り、土木伐採をやるということですか。

(説明者)

基本的には、現地で草が生えていないので実施はしてないです。

まだ5年なので、草刈等は基本的に必要ない状況ですので、森林が多くなっていけば、また当方で、伐採とかになります。今現在のところ、草刈等の管理は入っていく進入路の方がメインの状況です。

(委員)

法枠工の中の例えば木が大きくなったとか、そういうときは県の方でやるということですか。

(説明者)

はい。まだ、そういう状況ではない状況です。

(委員)

管理状況のコメントがこの書き方だと地元が行うことになるのではないのでしょうか。20ページのところです。地域住民による草刈り、伐採とありますがどうでしょうか。

(委員)

目視みたいなものですか。草刈とか伐採っていうコメントが、実際やっているのではないのかというところと思います。

(説明者)

事業実施に当たりまして、所有者の同意をとっているのですが、その中の項目の中で、日常的な維持管理は、その土地所有者さんの方をお願いするというので、同意を得て、この事業の実施を進めているところです。

伐採となりますと、立木の方が成長して密度が濃くなった場合に間伐等の実施が必要であれば、もちろん、治山事業でもそのようなメニューございますので、そういう状況になった段階で、改めて、検討していく状況です。

(委員)

土地の所有者という話がありましたが、所有者は旅館さんですか。

(説明者)

そうです。すぐ下にある、旅館の方が裏山の方の土地の、森林の所有者です。

(委員)

1軒ではなく何軒かあるのですか。

(説明者)

ちょっと記憶が定かでないところもありますけれども、左の方にまた別の所有者ございますけれども、事業に関連するエリア全部の同意を取って進めているところです。

(委員)

そういう契約というか、最初のスタートがそういうことになっているところです。

(委員)

17ページ、生態系に配慮した工法の採用について、私、治山事業に対する知見はないのですが、この現状を拝見しますと、結果が「ある程度採用」になってますけれども、私としては、もっと生態系に配慮した、もっとワンランク上の評価でもないかなと

思いますけれども、非常に年数が経つと大きくなって、コンクリートというのも見えなくなったりするので、生態系に配慮したという結果でもいい気がします。

(委員)

それによって全体の評価がトリプルAになるわけではないのでしょうか。

(説明者)

基本的に工事をしておりますので、やっぱりある程度（樹木が）大きくなるまでは、「ある程度採用」になるかと思います。

(委員)

現状の評価ということでしょうか。

(説明者)

はい。そうです。

(3) 意見書の確認・決定

以下の内容で、意見書が決定した。

【再評価】

①〔農業農村整備事業〕かんがい排水事業 小糸川地区

再評価結果として、処理方針（案）に対する意見としては、「事業の推進にあたっては、区分地上権等を早期に設定し、事業の早期完成を図っていただきたい。

併せて、工期の延期等については、関係機関への説明を丁寧に行い、協議を進めていただきたい。」

総括として、以上審議したところ、事業主体の処理方針（案）のとおり、「事業の継続が妥当である。」

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 篠本新井地区

審議結果としては、「AA（ダブルエー）事業計画どおりの効果が得られた。」

審議会の意見としては、「事業計画どおりの効果が得られた。引き続き、集落営農組織について、省力化や販路拡大等、多角的な経営を図り、組織を継続していただきたい。」

【事後評価】

②〔治山事業〕防災林造成事業 中里地区

審議結果としては、「AA（ダブルエー）事業計画どおりの効果が得られた。」 審議会の意見としては、「事業計画どおりの効果が得られた。アンケート結果から防災意識が大きく向上したと言い切ることは難しいかと思うので、アンケートの質問内容を工夫されたい。アンケートを回収した範囲が実際の保全対象範囲よりも広がってしまっているので、方法を工夫されたい。」

【事後評価】

③〔治山事業〕 予防治山事業 内浦地区

審議結果としては、「AA（ダブルエー）事業計画どおりの効果が得られた。」

審議会の意見としては、「事業計画どおりの効果が得られた。生態系への影響の評価はもっと高くても良い。」